

犬の飼い主さんへ

狂犬病予防法で以下のことが義務付けられています。

犬には登録が必要です

生後91日以上の子犬は登録を受けなければなりません。

登録すると「鑑札」が交付されます。

鑑札は、その犬の生涯にわたって登録を証明するものです。



鑑札

毎年、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません

愛犬が狂犬病にかかることを予防し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、その証明として「注射済票」が交付されます。



注射済票

次のようなときは届出書を提出して下さい

- ・犬が死亡したとき。
 - ・犬の飼い主が変わったとき。
 - ・犬の飼い主の住所、犬の所在地が変わったとき。
 - ・犬の名前が変わったとき。
- *届出は30日以内に行ってください。



鑑札・注射済票は犬に着けておかなければなりません

鑑札・注射済票は、犬が迷子になったときにも役立ちます。

犬の散歩はマナーを守って！

迷子・飛びつき・かみつきの事故が後を絶ちません。

- 公園で遊ぶ時も放し散歩はやめましょう。
- 犬を制御できる人が散歩しましょう。
- フンは必ず持ち帰りましょう。

新潟市動物愛護センター

TEL：025-288-0017